

筑前町中小企業貸付金利子補給制度

平成 29 年 12 月現在

趣旨

筑前町の中小企業者が経営を自ら行う場合に当該経営資金として、借り受ける中小企業貸付金に対し利子補給を行い、中小企業の経営安定を図るものとする。

お申込みいただける方 (以下のすべてを満たす方)

- ・ 中小企業者 (右図)
- ・ 筑前町に引き続き 6 月以上在住し経営を行う者
- ・ 町税の滞納がない者
- ・ 貸付金の償還能力がある者

中小企業者 (A又はBのいずれか一方を満たしていること)

主たる事業	A. 資本金の額または出資の総額	B. 企業全体で常時雇用する社員数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

対象となる貸付

貸出元 ※	対象貸付	年利	利子補給方式
指定金融機関 指定代理金融機関 指定収納代理店	信用保証協会一般保証付き事業資金	2.025% (補給率差引後 1.4%)	事業者は補給率差引後金利で返済し、指定金融機関より補給金請求
日本政策金融公庫	小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経)	特別金利 F	通常返済後 1 年度毎に商工会より一括請求し事業者へ支払

※平成 29 年 12 月現在、「筑後信用金庫甘木支店」及び「(株)日本政策金融金庫」に限る。

利子補給額

年 0.625% で計算した金額の利子補給金を毎年度交付する。

- ・ 町が利子補給を行う 1 企業当たりの貸付限度額は、500 万円以内とし、貸付期間は、7 年以内とする。
- ・ 環境保全に関する施設整備については、2,000 万円以内とし、貸付期間は、12 年以内とする。

